

標準報酬育児休業等終了時改定申出書

組合員証番号	組合員氏名		組合員生年月日	
	(フリガナ)		(和暦)	
			年	月 日
日中の連絡先	①勤務先TEL		②自宅・携帯TEL	
育児休業等承認期間	休業開始日		休業終了日(復職日の前日)	
	(和暦)		(和暦)	
			年	月 日
育児休業等対象児	氏名	(フリガナ)	性	男
	生年月日	(和暦)	別	女
			年	月 日

国家公務員共済組合法第42条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することを希望します。
 なお、改定の結果、標準報酬が上がる場合もありますが、毎月の保険料(健康保険や介護保険、厚生年金保険)を下げることを目的とした申出であることから、標準報酬が上がる場合は当該申出を取り下げます。

標準報酬が上がり保険料が上がることを希望する場合は、
 「日本郵政共済組合 標準報酬・任継担当 TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

標準報酬と掛金額とは

標準報酬が上がると毎月の保険料として共済組合に支払う掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。

(注)

- 1 育児休業終了日の翌日に産前産後特別休暇を取得している人は、「育児休業等終了時改定」を申し出ることができません。
- 2 「育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは、育児休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合は、その月は除かれます。

共済組合記入欄	育児休業終了前の標準報酬		級		円	
	受	付	審査1	審査2	処	理

育児休業終了日の翌日に産前産後特別休暇を取得している人は、「標準報酬育児休業等終了時改定」を申し出ることができません。

提出年月日(和暦) 令和 元年 5月 25日

育児休業等終了時改定申出書

組合員証番号	組合員氏名	組合員生年月日	
0 1 2 3 4 5 6 7	(フリガナ) キョウサイ ハナコ 共済 花子	(和暦) 平成×× 年 4 月 1 日	
日中の連絡先	①勤務先TEL	②自宅・携帯TEL	
	03-0000-△△△△	090-△△△△-××××	
育児休業等承認期間	休業開始日	休業終了日(復職日の前日)	
	(和暦) 令和※ 年 3 月 7 日	(和暦) 令和※ 年 5 月 24 日	
育児休業等対象児	氏名	(フリガナ) キョウサイ タロウ 共済 太郎	性別
	生年月日	(和暦) 令和※ 年 1 月 10 日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>

国家公務員共済組合法第42条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することを希望します。
なお、改定の結果、標準報酬が上がる場合もありますが、毎月の保険料(健康保険や介護保険、厚生年金保険)を下げることを目的とした申出であることから、標準報酬が上がる場合は当該申出を取り下げます。

標準報酬が上がり保険料が上がることを希望する場合は、「日本郵政共済組合 標準報酬・任継担当 TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

標準報酬と掛金額とは

標準報酬が上がると毎月の保険料として共済組合に支払う掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。

(注)

- 1 育児休業終了日の翌日に産前産後特別休暇を取得している人は、「育児休業等終了時改定」を申し出ることができません。
- 2 「育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは、育児休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合は、その月は除かれます。

共済組合記入欄	育児休業終了前の標準報酬		級		円	
	受	付	審査1	審査2	処	理